

杉並区バリアフリー
交通安全特定事業計画
方南町駅周辺地区

令和8年2月
東京都公安委員会

**杉並区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「方南町駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、杉並区バリアフリー基本構想に即して、方南町駅周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	区道 689 号線		方南 2 丁目 13 番から 方南 2 丁目 5 番まで	東京メトロ 丸ノ内線 方南町駅	方南小学校
2	区道 688 号線		方南 2 丁目 5 番から 方南 1 丁目 52 番まで		
3	区道 1855 号線		方南 1 丁目 52 番から 方南 1 丁目 32 番まで		方南図書館
4	主要地方道環状七号線	環七通り	和泉 1 丁目 33 番から 和田 2 丁目 27 番まで		方南区民集会所、杏林大学医学部付属杉並病院
5	主要地方道新宿国立線	方南通り	方南 2 丁目 15 番から 堀ノ内 1 丁目 12 番まで		大宮小学校

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施	令和 7～12 年度 (継続的に実施)

(2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 の指導取締りの実施	
(3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

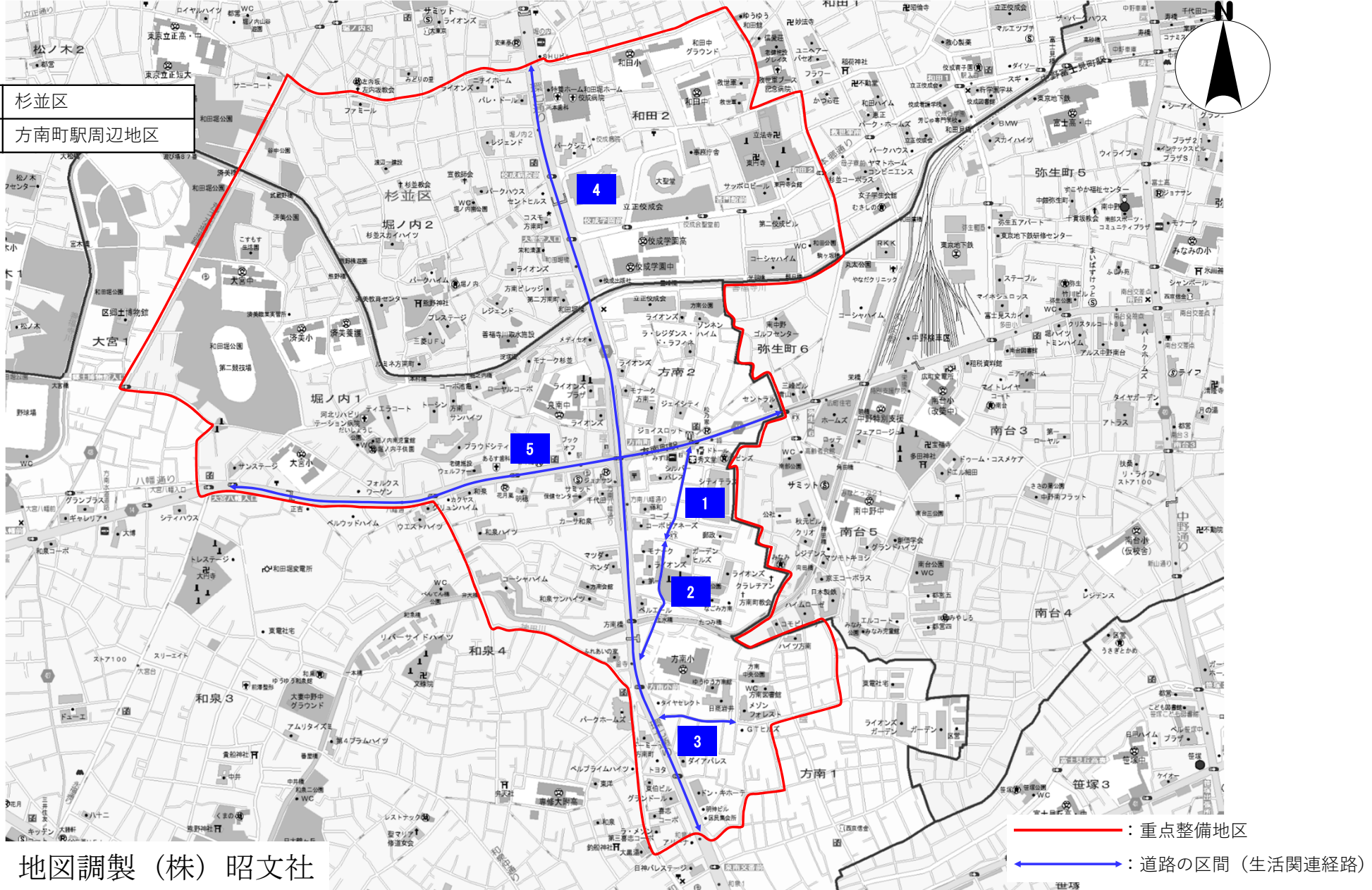
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	杉並区
重点整備地区名	方南町駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社